

## 議第102号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月22日提出

京都市長 門川大作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2桂坂もくれん東地区，桂坂くすのき東地区，桂坂あすなろ地区，桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区の項中「，桂坂あすなろ地区，桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区」を「及び桂坂あすなろ地区」に改め，同表桂坂もみのき地区の項の次に次の1項を加える。

桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。） (2) 診療所（住宅（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。）を兼ねるものを含む。） (3) 巡査派出所等 (4) 集会所 (5) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル

別表第2備考11中「診療所」の右に「(桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区の項第2号に規定するものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

西京桂坂地区に係る地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区における建築物の用途の制限を改める必要があるので提案する。